

令和8年6月29日

保護者の皆様

岡山大学附属中学校
校長 前田 潔

熱中症警戒アラート及び特別警戒アラートに関する附属学園としての対応について

平素より、本校の教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、文部科学省より令和8年5月に発出された「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」では、学校教育活動における熱中症事故防止を徹底するため、具体的かつ的確な対策の実施が求められております。特に、「熱中症警戒アラート」および令和6年度より運用が開始された「熱中症特別警戒アラート」等の情報を有効に活用し、教育活動における判断に結びつけることが重要であるとされています。本校においても、環境省が提供する熱中症予防情報や活動場所における暑さ指数（WBGT）の測定結果を活用し、教職員や部活動指導者間で共通認識を図りつつ、管理職の判断のもとで熱中症事故の防止に努めています。

今後、熱中症警戒アラートの発表頻度が一層高まることが予想されるとともに、極めて危険な暑さが見込まれる場合には「熱中症特別警戒アラート」が発表される可能性もあります。そのため、昨年度に引き続き、アラート発表時の具体的な対応を明確にし、附属学園および教職員間での共通理解を図るとともに、生徒・保護者の皆様へ確実に周知を図ることで、安全・安心な学校生活の確保に努めてまいります。

つきましては、本校における対応方針を下記の通りご案内いたしますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

熱中症予防対策の判断基準及び対応等

●熱中症警戒アラート（暑さ指数が33以上）が前日に発出された場合

環境省の「暑さ指数（WBGT）の実況と予測」サイトの岡山市の数値とグラウンド・体育館での測定値を基に、次の基準で部活動を含めた運動の可否を判断します。

暑さ指数（WBGT）：基準	運動の可否	判断者
31以上：危険	屋内外ともに原則不可、運動部は原則中止	管理職・授業者
28以上31未満：厳重警戒	屋内を中心に、運動強度を下げた上で可	管理職・授業者
25以上28未満：警戒	十分な対策（休憩・飲水等）を行った上で可	授業者

●熱中症特別警戒アラート（暑さ指数が35以上）が前日に発出された場合

特別警戒アラートは、令和6年4月24日から「熱中症警戒アラート」の一段上に位置づけられ、「人の健康に重大な被害が生じるおそれがある過去に例のない広域的な危険な暑さ」とされています。本校は、通学区域が広く登下校にかかる時間が長いことから、熱中症対策が徹底できない場面が多いことが課題です。そのため、特別警戒アラートが出るような熱波の接近を台風と同様に自然災害と捉え、発表された場合は臨時休業または家庭学習日とします。

学校の対応	判断者	生徒・保護者への連絡、対応等
臨時休業 ^{※1} または家庭学習日 ^{※2}	校長	前日の早い段階で連絡 ^{※3} 、端末の持ち帰りの指示

※1 臨時休業となった場合は、「出席を要しない日」のため、オンライン授業はありません。

※2 家庭学習日となった場合は、時間割に沿ってオンライン授業を行い、出席扱いとします。

※3 長期休業中及び土日祝日の活動は、生徒が登校できないため、すべての活動を中止^注とします。

注：ただし、総体やコンクール等の公式な対外行事への学校としての参加は主催者の判断に従います。例えば、主催者が開催を決定した場合は学校としては参加しますが、生徒個人の参加可否については、生徒および保護者のご判断に委ねます。参加人数によっては、学校として公式試合やコンクール等への棄権・辞退を検討する場合があります。